

別表（第4条関係）

補助対象区域	地域街づくり協定区域内、景観形成地区
---------------	--------------------

「五箇地区」助成修景基準

住宅等 項目	補助対象経費			補助金限度額	100万円	
	修景基準	対象範囲	対象部分	補助率	備考	
屋根	銀ねずみの越前瓦葺とし、4寸から5寸勾配の和風屋根とする。	公道から見える部分	屋根瓦（下地とも） 軒裏（下地とも）、化粧垂木 破風板	1/2		
パラペット	越前瓦葺又は黒、茶色等の金属板葺等とする。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）			
樋	黒、濃い茶色等で、街並みにふさわしいものとする。	公道から見える部分	軒樋、豎樋等			
外壁	白色若しくはジュラク色の塗り壁若しくは下見板張り又はこれらと同等のものとする。 腰は、上記のもの又は石張り若しくは瓦・陶板張りとする。 なお、延焼のおそれのある部分は防火構造とすること。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）			
下屋庇	越前瓦葺又は黒、茶色等の金属板等葺とする。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）			
開口部	建具、格子等で黒、濃い茶色等の自然素材に近い色のものとする。 なお、延焼のおそれのある部分は防火戸を取り付けること。	公道から見える部分	建具、格子、戸袋 ショーウィンドー			
基礎巾木	石積み若しくは石張り若しくはこれらと同等のもの又はモルタル塗りとする。	公道から見える部分	基礎石、仕上げ材			
外部土間（ポーチ、犬走り等）	石敷き、砂利洗い出し舗装又は砂利敷きとする。	公道に面する部分	仕上げ材（下地とも）			
設備機器等の目隠し	換気扇、空調室外機等は、目隠しを施すこととし、その色は、黒、濃い茶色等の自然素材に近い色とする。 メーター類は、できるだけ集約し、目隠しを施すこと。	公道から見える部分	仕上げ材			
共通事項			工賃及び塗装を含む。			
外部廻り 項目	補助対象経費			補助金限度額	50万円	
	修景基準	対象範囲	対象部分	補助率	備考	

外部土間	石敷き又は砂利洗い出し舗装	公道との境界から10m以内	仕上げ材	1/2	
門・塀	門は、木造門とする。 塀は、板塀又は白色若しくはジュラク色の塗り壁とし、街並み景観にふさわしいものとする。	公道から見える部分	仕上げ材		
生け垣植栽	街並み景観にふさわしい自然素材のものとする。	公道から見える部分	工事全般		
街灯	街並み景観にふさわしいものとする。	公道から見える部分	工事全般		
看板案内板	落ち着いた色の自然素材に近い材料とする。 屋上看板は原則禁止とする。 文字等は屋号だけを基本とする。	すべて	工事全般		
共通事項			工賃及び塗装を含む。		

住宅等、外廻り共通事項

1 住宅等及び外部廻りの補助対象経費には、次の諸経費等及び設計・監理費を加えることができる。

項目	補助対象経費	対象範囲	対象部分	補助率	備考
諸経費等	上記修景基準工事に係るもの		直接仮設費	1/2	
		全体工事費との按分で算出する	共通仮設工事費、工事諸経費、消費税	1/2	
設計監理費	上記修景基準工事に係るもの (下記*建築設計料率表による)			1/2	

* 建築設計料率表 (建築設計料率には工事監理費分を含む。)

標準的な仕様による工事に要する費用に次に掲げる表の建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。

建築工事費区分 (単位：百万円)	5	10	50	100	500
建築設計料率 (各棟別、単位：%)	5.89	5.40	4.42	4.05	3.31

(注) 建築工事費区分の中間部分については、直線的補完により料率を定めること。
また、料率の端数は小数点第3位以下を切り捨てること。

- 敷地面積が1000㎡を超える外部周り、角地及び2方以上の道路に接する外部周りの限度額は、100万円とする。
- 補助対象経費の項目については、その構造が建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合したものとする。ただし、同法第2条第5号に規定する建物の主要構造部(屋根の一部を除く。)については、補助対象から除くものとする。
- 申請者が自ら施工する場合における労務費については、補助対象から除くものとする。